

平成 2 8 年

衣浦衛生組合第 5 回定例会会議録

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

## 平成28年第5回衣浦衛生組合議会定例会会議録

平成28年第5回衣浦衛生組合議会定例会は、平成28年12月26日（月）午前10時00分衣浦衛生組合会議室に招集された。

### 1. 議事日程

管理者の招集挨拶

- |    |  |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名                                   |
| 第2 | 会期の決定  |
| 第3 | 一般質問   |
| 第4 | 議案第10号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例           |
| 第5 | 議案第11号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例         |
| 第6 | 議案第12号 衣浦衛生組合職員の降給に関する条例                     |
| 第7 | 議案第13号 衣浦衛生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 認定第14号 衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例                 |
| 第9 | 議案第15号 平成28年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）             |

### 2. 本日の会議に付した事件

- (1) 議事日程第1から第9

### 3. 議員

定数 10名 欠員 なし

出席議員（10名）

1番	磯貝 明彦君	2番	鈴木 良和君
3番	山中 謙治君	4番	林田 要君
5番	鈴木みのり君	6番	神谷 利盛君
7番	浅岡 保夫君	8番	長谷川広昌君
9番	黒川 美克君	10番	北川 広人君

欠席議員（0名）

### 4. 説明のため出席した者

管理者	禰亘田政信君	副管理者	神谷 坂敏君
副管理者	松井 高善君	参 与	吉岡 初浩君
事務局長	神谷 直樹君	庶務課長	神谷 秀秋君
施設課長	朝岡 得二君	業務課長	加藤 直君

### 5. 出席した関係市職員

碧南市経済環境部長	鳥居 典光君
碧南市環境課長	杉本 広則君
高浜市市民総合窓口 センター長	大岡 英城君
高浜市市民生活 グループリーダー	芝田 啓二君

6. 出席した事務局職員

庶務課庶務係長	安藤 理純君
施設課課長補佐	村田実千男君
施設課第2係長	高橋 文彦君
業務課課長補佐	三矢 成由君
業務課課長補佐	杉浦 勲君
業務課管理係長	磯貝 光好君

7. 会議の経過

(午前10時00分開会)

○議長（北川広人君） おはようございます。本日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、平成28年第5回衣浦衛生組合議会定例会は成立いたしました。よって会議を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

---

○議長（北川広人君） これより、管理者の招集挨拶を行います。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（北川広人君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には大変お忙しい中、全員の方のご出席を賜り、平成28年第5回衣浦衛生組合議会定例会を開会できますことを心より厚くお礼を申し上げます。

おかげさまで、ごみ処理、し尿処理、衣浦斎園、サン・ビレッジ衣浦と、当組合の諸事業につきまして順調に運営をさせていただいているところでございます。

また、平成26年度より着手しておりますクリーンセンター衣浦延命化工事の進捗状況も順調でございます。これもひとえに皆様方のご尽力の賜物と厚く感謝を申し上げる次第でございます。

本日は私どもから、条例5議案、補正予算1議案を上程させていただいておりますので、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○議長（北川広人君） ただいま、招集挨拶が終わりました。

---

○議長（北川広人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において、3番 山中謙治議員及び8番 長谷川広昌議員を指名いたします。

---

○議長（北川広人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北川広人君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

○議長（北川広人君） 日程第3 一般質問を行います。

一般質問は既に通告されていますので、お手元の一般質問順序表に従い、自席にて発言をお願いいたします。

また、申し合わせにより、質問時間は1人20分以内となっておりますので厳守願います。

なお、質問、答弁ともに簡明にさせていただいて、進行をスムーズに図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

1番 磯貝明彦議員の質問を許可いたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） おはようございます。日本共産党の磯貝明彦です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

件名1 サン・ビレッジ衣浦について、お伺いします。（1）駐車場問題について、お伺いします。

私も日中何回かサン・ビレッジ衣浦に足を運ばせていただくのですが、そのたびに駐車場が結構満車状態になっております。

そこで伺いします。アの収容台数はサン・ビレッジ衣浦では何台駐車できるか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） サン・ビレッジ衣浦の駐車場収容台数でございますけれども、障害者用2台を含め66台となっております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 駐車場の満車の場合、駐車場に看板が立っていると思うのですが、「午後4時半以降、クリーンセンター衣浦への駐車場をご利用ください」という看板が2枚設置してあると思うのですが、イとして、満車時の対応はどのようにしているのか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 満車時の対応といたしましては、隣のクリーンセンター衣浦の駐車場を臨時駐車場としております。土曜日、日曜日は終日、平日はクリーンセンター衣浦のごみの受付が終了いたします4時30分までは出入口付近に5台、それ以降は管理棟南側に最大で32台

を確保し、サン・ビレッジ衣浦の収容台数66台と合わせまして、全体で103台の駐車スペースを確保しております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 一般的なことを言わせていただくと、満車時には誘導員をつけて誘導されるというのをよく見かけるのですが、サン・ビレッジ衣浦については誘導員がついていないと思いますけれど、利用者の方が困るようなことはないか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 特に案内はさせていただいておりませんが、利用者の方から特にトラブル等もないということで、利用者の方からはお話は伺っておりません。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 私は夜間にサン・ビレッジ衣浦に来たことはないのですが、そこでお聞きしたいのですが、夜間でも駐車場が満車になるケースというのはあるのですか。わかれば、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 夜間でも時としては満車になる場合もございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） その場合でも市民の方から苦情とか、そういうのは入っていませんか。お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 特にそのようなお話は伺っておりません。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 日中と夜間もそうですけれど、やはりそこまで、隣ではありますけれどクリーンセンターのほうへ行くのは面倒くさいからということで、あの近くへ路上駐車というの也被考えられるのですけれど、そういった路上駐車というのをお見受けしたことはありますか。お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 正面の道路には路上駐車というのは見たことはございません。中に若干、横の農道に数台とめている場合もありますけれども、正面の道路に駐車しているというのは見かけたことはございません。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） やはり行政側が運営している施設ですので、ぜひとも路上駐車はいけないというようには思いますので、このような質問をさせていただきました。

次の（2）の質問に入ります。

外部の付帯設備の維持管理について、お伺いしたいと思います。付帯設備という言葉が適切かどうかちょっとわかりませんが、利用者の方がサン・ビレッジ衣浦に足を運んで、一番初めに見えるのは外です。施設の外から中へ入るわけですが、外の見え目がよくなければ、やはり利用者の方の気持ちもいいものではありません。月日がたてば、雨風に当たるものですから傷んでくると思います。傷んでいきますので、維持管理はしていかないといけないと思ひまして質問させていただきます。

アの駐輪場の照明器具カバーにさびが出ております。照明器具のことについて、維持管理はできているか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 外部の付帯設備の維持管理につきましては、定期的な点検において不具合の発生している項目の中から優先順位をつけまして、順次予算化を図り対応をしております。

議員ご指摘の駐輪場の照明器具カバーのさびにつきましては、状況を観察する中で今後検討してまいります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 駐輪場の照明器具は目線とほぼ同じぐらいの高さか、若干それよりも上ぐらいですので、非常に目につきやすいです。駐輪場を利用される方にとっては余り感じのいいものではないと思います。あのぐらいならば予算化するほどでもなくて、職員の方が布か何かでふきとれば、とりあえず一時的にはしのげると思います。

破損したり取りかえが必要だとか、そういった業者でなければ修復できなくなれば予算化を図るということも考えられますが、職員でもできることはやっていくべきだと思いますけれども、そこら辺はどうお考えですか。お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ご指摘の部分については、職員がやれるかどうかを検討させていただいて、やれる部分については進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） それでは、次のイのほうです。木製の長いすが設置されていると思いますが、見た目、設置がされてかなり年数がたっていると思いますが、防腐剤とか、そういう塗装はやられているかどうか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 木製の長いすにつきましては、15年前に寄附をいただき設置しております。約5年前に防腐塗装を行っておりますけれども、このいすにつきましても状況を観察する中で今後検討してまいります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 木製ですので、維持管理が行き届かないと傷みが早いです。事故があつてからでは遅いので、よろしく願います。

次のウの通路部分の屋根の耐久性のことですが、通路部分の屋根は一般家庭のカーポートに設置してあるものと同じような構造だと思えますけれども、台風の時などの強風時には心配がされます。耐久性としては大丈夫でしょうか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 通路部分の屋根の材質は骨組みがアルミ製、屋根がポリカーボネート製で耐久性には十分配慮されたものとなっております。しかし、設置後10年を経過しておりますので、定期的な点検において注視してまいりますので、よろしく願いいたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） ああいった屋根ですので、強風時には傷んでいけば、それで屋根が吹き飛ばされるということもしばしば見受けられますので、ぜひとも定期的な点検をよろしく願いしたいと思います。

（3）の質問に移っていきます。プール教室の拡充をということで、サン・ビレッジ衣浦のプールではいろいろな教室が行われていると思えますけれども、アの今年度の各教室の参加状況をお知らせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 現在、サン・ビレッジ衣浦ではワンポイントレッスンと題し、従来から行われていた水中ウォーキングなどの5教室に、今年度より新たに親子スイミング教室を加



え6教室を開催しております。

その参加状況でございますけれども、6教室合計しまして、今年11月末現在で8,002人の参加がありました。同年同月比較を算出するに当たり、新しく加わった親子スイミング教室の参加人数54人を除きますと、平成28年度が948人、平成27年度が910人で38人の増、率にして4.2%の増となっております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 教室には先ほど言われたワンポイントレッスンということで、水中ウォーキング、アクアビクス、ポールでエクササイズ、ヨガ、リズム体操、それから親子スイミングという6教室あると思うのですが、この6教室それぞれの参加人数を聞いているわけですので、把握しているならば、その人数をお聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 本年度の11月末現在の人数で申し上げます。水中ウォーキングが145名、アクアビクスが186名、ポールでエクササイズが212名、リズム体操が69名、ヨガが336名、親子スイミングが54名でございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） ありがとうございます。次にイに移っていきますが、各教室の参加者の満足度です。どのくらい満足しているかというのを聞きたいのでお聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 聞き取りの状況でございますけれども、健康維持のためによいなど、満足度の高いご意見をいただいております。また、今年度より新たに開催しております親子スイミングの参加者からは、親だけでは教えられないところまで手が届くなど、よいご意見を多くいただいております、満足度が高いというように考えております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） サン・ビレッジ衣浦の利用者を増やすためにも各教室の充実度を高めたり、他の教室も考えていく必要があると思っておりますけれども、ウの質問に入っていくわけですが、今後の各教室の充実度アップ、または新しい教室を考えておられるなら、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 各教室の充実度アップには利用者のニーズを酌み取り、ニーズに見合った価値ある教室を提供することが必要で、当施設におきましても今まで教室のメニューの変更及び追加を行うとともに、その都度PRに努めてまいりました。その結果、施設開設17年を経過している現在におきましても、大きく利用者を減らすことなく一定の利用者数を維持しているものと思われまます。

今後、より一層の充実を図るためには、現在行っている施設アンケート等を利用し利用者のニーズを酌み取り、ニーズに見合った価値ある教室を提供するよう検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） ありがとうございます。今後、サン・ビレッジ衣浦の利用者の数が増えるように、いろいろと工夫していただきたいと思います。

次に件名2に移ります。クリーンセンターについてお伺いします。以前、クリーンセンターを利用されている方から車の渋滞は何とかならないかと私の耳に入ってきておりますが、今は若干緩和されていると思いますが、車の渋滞に関して対応策はということでお聞きします。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 議員ご指摘の渋滞は、平成7年度にクリーンセンターが供用開始したころはゴールデンウィーク、お盆、年末年始に多少あったものの、それ以外の渋滞はございませんでした。その後、利用者が増加していったことにより、入口計量前及び出口計量前で徐々に渋滞が発生するようになってきたものでございます。

この渋滞頻度の増加に伴い、渋滞緩和対策として、一つ目に管理棟正面の駐車場を待機路として活用。二つ目に車両から降りることなく計量が完了し、電話番号のみでの受付ができるようにシステムを改良しました。また、計量棟の改修等も行ってきました。直近では、平成26年に計量出口付近の渋滞を緩和するため、リサイクルプラザ側に許可車両の専用出口を設置し、平成27年には専用出口を利用できる許可車両の条件を拡大し、渋滞緩和を図ってきました。

また、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始には、プラットホーム内の混雑解消にダンプトラックによる剪定ごみをごみピットへ直接投入するようにしたこと、搬入の多い可燃粗大ごみの受け入れを不燃ごみ処理施設側にも増設し、プラットホームでの荷下ろしが1カ所で完結するよう時間短縮を図っております。

さらに、今年度の年末は混雑予測の事前周知のチラシの配布及びホームページへの掲載に加え、新たな取り組みといたしまして、試験的に当日の混雑状況をホームページでお知らせして、待ち時間の平準化を図るよう努めてまいります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 渋滞解消のためいろいろな対策をとっていただき、大変感謝をしております。

回答の中でわからないことがありますので詳しく状況をお聞かせいただきたいのですが、先ほど電話番号のみで受付ができるようなシステム改良、それと、計量棟の改修等を行ったというように答弁されましたけれど、具体的にどのように変えたのか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 以前は受付のところで住所、氏名等を書いていただいていたけれども、その際にはいったん車から降りていただいて、氏名、住所を書いてもらっていただいていたけれども、その部分で混雑しておりましたので、受付では電話番号を言っていただければ、それだけで受付が終了するような形に改修をさせていただきました。

以上です。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） それともう一つ言いましたけれども、計量棟の改修を行ったというように言われましたけれど、どういう改修をしたのか。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 計量棟の受付のところの幅を広げて、ドライブスルーみたいな形で直接カードの受け渡しのやり取りができるように、降りなくてもそのままやれるような形に改良したということでございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） ありがとうございます。次の質問に移っていきます。

クリーンセンターでは職員の方が退職されても新規採用がされていないと聞いております。専門性が高く規模が大きい事業なので、専門業者に委託するのはやむを得ないとは思いますが、職員の新規採用は地元雇用を増やしていくということでも必要ではないかと思っておりますので質問させていただきます。

（2）職員の新規採用のお考えはないのか、お聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 組合の雇用状況につきましては、過去10年間の退職者数は平成19年度から22年度までが各1人、平成23年度3人、平成25年度、26年度各1人、平成27年度2人

の計11人であり、その間の新規採用は平成21年の1人のみとなっております。

現在、新規採用につきましては、碧海5市による衣浦東部ごみ処理広域化計画を前提としてとらえ、退職者補充は原則しない方向で行ってまいりまして、退職者補充の代替としては、現業部門の外部委託を進めてまいりました。

平成28年4月1日現在の組合職員数は、正規職員22名、再任用職員3名、臨時職員8名の33名であります。

また、今後の組織体制につきましては、平成30年をめどに検討されております、ごみ処理広域化計画の決定を見守っている段階でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、各施設の維持管理に必要な人員につきましては、最小限の確保は必要不可欠なものと考えておりますので、退職者との関係、再雇用を最大限に活用し、採用を含めた組織体制を今後検討してまいりたいというように考えております。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 先ほど平成30年度、ごみ処理の広域化計画のめどがつくというように感じなのですが、広域化されるのか、されないのかというのは、ある程度把握されていればお聞かせください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 広域化計画につきましては、碧南市、高浜市、それから安城市の各環境部門での判断となると思っておりますので、よろしくお願いたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） それでは、平成30年度までに退職される方はいらっしゃるのかどうか。いらっしゃれば何人いるのか教えてください。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） 平成30年度までは、今年度1人退職しますけれども、平成29年度、30年度はございません。その次は平成31年度に2人が定年となる予定でございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 退職者の方が出てくるわけですが、やはり退職をされてこちらの行政側の対応が不十分になるというようなことではいけないと思いますので、ぜひとも最低限、維持管理ができる人数は確保していただきたいということを希望しまして、私の質問を終わって

いきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（北川広人君） 以上で、1番 磯貝明彦議員の一般質問を終わります。

これで、通告者の質問は終了いたしました。これにて一般質問を終結いたします。

---

○議長（北川広人君） 日程第4 議案第10号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま議題となりました議案第10号 衣浦衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1の改正の理由でございますが、次に掲げる理由により条例の一部を改正するというものでございます。

（1）組合職員の地域手当の支給割合引き上げのため、（2）人事院勧告による組合職員の給与の改定を行うためというものでございます。

職員の地域手当の支給割合につきましては、碧南市に準じまして引き上げを行うというものでございます。人事院勧告につきましては、毎年、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行われておりますが、本年8月に行われた勧告を受け、給与の改定を行うものでございます。

勧告の主な内容といたしまして、民間給与との比較において、給料月額、ボーナスとも公務員給与が下回っていたことを受け、給料月額を平均0.2%引き上げ、民間のボーナスに相当する勤勉手当の支給月数を年間0.1月分引き上げることが適当であるというものでございます。

次に2の改正の概要でございますが、（1）地域手当の支給割合の改正（第14条関係）につきましては、地域手当の支給割合を100分の6から100分の8に引き上げるというものでございます。

（2）勤勉手当の支給月数の改正（第23条関係）につきましては、平成28年12月及び平成29年度以降に支給する勤勉手当の支給月数を次のとおり改めるというものでございます。

まず、アの再任用職員以外の職員のうち、（ア）の一般職員につきましては、平成28年12月期を0.9月とし、平成29年度以降につきましては、6月期及び12月期を0.85月の年度合計1.70月とし、現行の1.6月から0.10月分を引き上げるというものでございます。

（イ）の特定管理職員、これは課長職以上の職員でございますが、平成28年12月期を1.10月とし、平成29年度以降については6月期及び12月期を1.05月の年度合計2.10月とし、現行の2.00月から0.10月分を引き上げるというものでございます。

2 ページをお開きください。イの再任用職員ですが、（ア）一般職員につきましては、平成28年12月期を0.425月とし、平成29年度以降につきましては、6月期及び12月期を0.40月の年度合計0.80月とし、現行の0.75月から0.05月分を引き上げるといふものでございます。

イの特定管理職員につきましては、平成28年12月期を0.525月とし、平成29年度以降につきましては、6月期の0.95月から0.05月分を引き上げるといふものでございます。

なお、現在、特定管理職員に該当する再任用職員はおりません。

（3）の給料表の改定（別表関係）につきましては、行政職給料表（1）の給料月額を平均0.2%引き上げるといふものでございます。行政職給料表（1）の日給の初任給で1,500円、若年層についても同程度、その他については400円程度の引き上げとなっております。また、再任用職員についても400円程度の引き上げとなっております。

3の施行年月日につきましては、公布の日。ただし給料表の改定につきましては平成28年4月1日、勤勉手当の支給月額の改定は平成28年度分については平成28年12月1日から、平成29年度以降分については平成29年4月1日から施行するといふものでございます。

4の条例の改正による影響は、（1）人事院勧告による影響額は平成28年度で、ア、給料については総額で10万5,000円余の増額となり、再任用を除く職員1人当たりの月額平均で520円の増額となっております。

イの勤勉手当につきましては、総額98万円余の増額となり、1人当たりの平均は再任用職員以外では4万3,209円、再任用職員では9,835円の増額となります。

次に、（2）の地域手当による引き上げによる影響額は213万8,000円余の増額と、期末勤勉手当として76万9,000円余の増額となります。

続きまして参考資料2をごらんください。これは平成28年8月の人事院勧告の概要となっております。冒頭でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第10号の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 教えていただきたいことがあるのですが、現在の職員の方の1ページ目の別表のように、職務の号級です。号級に合わせてそれぞれ何人かということがわかれば教えていただきたいのですが、お願いします。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） 給料表の1表の等級別の人数でありますけれど、今、職員数は全部

で再任用職員 3 人含めまして 25 名となっております。11 月 1 日現在では、まず 8 級ですけれど、これは部長級でありまして 1 名、7 級の課長級が 3 名、6 級の課長補佐級が 3 名、5 級の係長級が 8 名、4 級の主査級が 5 名、3 級の技師・主事が 1 名、それから、2 級の同じく技師・主事が 1 名、合わせまして計 22 名となっております。再任用につきましては、2 級の 3 名となっております。

以上でございます。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第 10 号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北川広人君） 日程第 5 議案第 11 号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま上程議題となりました議案第 11 号 衣浦衛生組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料 1 をごらんください。

まず、1 の改正の理由であります。雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の一部が平成 29 年 1 月 1 日に改正されることに伴い、失業者の退職手当について必要な措置を講ずるため、条例の一部を改正するというものでございます。

次に、2 の改正の概要であります。失業者の退職手当の拡充（第 15 条関係）ですが、雇用保険法の一部改正に伴い、次の場合に該当するものに新たに退職手当を支給するというものでございます。

（1）65 歳以降に新たに雇用された者で、勤続期間が 6 月以上で退職した職員について退職の日以後失業しており、退職手当の額が高年齢求職者給付金の額に満たない場合。

（2）勤続期間 12 月以上で退職した職員で、求職活動を容易にするため就職の面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合等の役務にかかる費用がある場合に支給をするというもので

ございます。

次に、（３）の施行年月日であります、平成29年1月1日から施行するというものでございます。

そもそも地方公務員については、法律によって身分が保証されており、雇用保険法の適用対象から外されておりますが、雇用保険法の趣旨から見て、社会保障制度として広く適用されるべきものであり、地方公務員も退職後失業している場合には雇用保険法の失業等給付程度のものは保証する必要があるというものが法の解釈でございます。

したがいまして、この条例において、雇用保険で支給される額と退職手当で支給する額を比較して雇用保険のほうが高い額であれば、その差額を退職手当に上乗せをして支給することが条例上で規定されております。

今回、（１）雇用保険法の一部改正で、これは現行65歳以降に新たに雇用された者が、雇用保険の適用除外であった者が65歳以降に新たに雇用された者でも雇用保険を適用し、離職して求職活動をする場合には、その都度、高年齢求職者給付金として支給されることになったものでございます。

この改正に伴いまして、地方公務員にも該当者には新たに高年齢求職者給付金相当分として退職手当を支給することとなったものでございます。

（２）につきましては、従前から支給されておりました求職活動に対する支援について、新たに面接に際して子どもの一時預かりを利用する場合等の役務にかかる費用が追加されたものでございます。

（１）、（２）ともに想定される職員はいないものというように考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第11号の提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北川広人君） 日程第6 議案第12号 衣浦衛生組合職員の降給に関する条例を議題といたします。



本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま上程議題となりました議案第12号 衣浦衛生組合職員の降給に関する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第12号は新規条例でございますが、条例文の朗読を省略させていただき、参考資料に基づきご説明させていただきます。

それでは、参考資料1をごらんください。

まず、1の制定の理由でございますが、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（衣浦衛生組合職員の給与に関する条例（平成5年衣浦衛生組合条例第2号）第5条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者、これはいわゆる正規職員のことです。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するというものでございます。

2の制定の概要でございますが、（1）降給の種類、第2条関係につきましては、降給の種類を降格及び降号と定めるというものでございます。

（2）降格の事由（第3条関係）及び（3）降号の事由（第4条関係）につきましては、降格及び降号をすることができる事由を定めるというものでございます。

裏面をお願いいたします。

（4）通知書の交付（第5条関係）につきましては、任命権者は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないというものでございます。

（5）受診命令に従う義務（第6条関係）につきましては、職員は医師の診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならないというものでございます。

3の施行年月日は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

なお、職員の降給につきましては、地方公務員法で条例に定める事由による場合でなければ職員はその意に反して降給されることはないと定められております。

また、降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならないとなっております。

また、組合におきましても、勤務評定制度から人事評価制度への見直しを行っているところでございます。このため、今まで降給となる事由及び手續、効果についての条例を定めておりませんでしたので、新たに条例を定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第12号 衣浦衛生組合職員の降給に関する条例の制定の提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 1番目に降格と降号というのがあるのですが、今まで職員の方の降格、降号の実績はあるのか、ないのか、お聞かせください。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） 今までですけれど、降格とか降給につきましては、過去には事例はありません。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第12号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北川広人君） 日程第7 議案第13号 衣浦衛生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま上程議題となりました議案第13号 衣浦衛生組合に臨時的に任用された職員の分限に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1、改正の理由でございますが、衣浦衛生組合職員の給与に関する条例（平成5年衣浦衛生組合条例第2号）第5条の給料表の適用を受ける職員、これはいわゆる正規職員のことですありますが、と臨時的に任用された職員との分限事由について整合性を図るため、条例の一部を改正するというものでございます。

2の改正の概要でございますが、（1）分限事由の改正（第2条関係）につきましては、分限事由のうち勤務成績がよくない場合を、人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合に改めるというものでございます。

(2) 字句の改正(第1条、第2条関係)につきましては、条例中の字句を適正な表現に改めるというものでございます。

3の施行年月日につきましては、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

そもそも平成28年4月1日施行の地方公務員法の改正により、正規職員については勤務評定から人事評価制度への見直しに伴う関係例規の改正を行っておりますが、臨時職員につきましては条例案等の確認作業で同時期に改正することができなかつたため今回改正を行うというものでございます。なお、臨時任用職員に対して分限処分を行ったことはございません。

以上、簡単ではございますが、議案第13号の提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(北川広人君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北川広人君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(北川広人君) 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議長(北川広人君) 日程第8 議案第14号 衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○事務局長(神谷直樹君) 議長、事務局長。

○議長(北川広人君) 事務局長。

○事務局長(神谷直樹君) ただいま上程議題となりました議案第14号 衣浦衛生組合使用料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、参考資料によりご説明申し上げますので、参考資料1をごらんください。

まず、1の改正の理由でございますが、衣浦斎園の待合・斎場棟は、平成22年の改修事業により小規模葬及び家族葬向けの式場改装並びに棺用エレベーターの設置等、利便性の改善を図ってきたところでございますが、近年さらに変わりつつある葬儀の形式に対応するため、ごく小規模で限られた部屋のみ使用できるよう改善し、葬儀の執行者の負担軽減及び利便性の向上を図ることを目的として条例の一部を改正するというものでございます。

2の改正の概要でございますが、衣浦斎園使用料の改正(別表関係)でございます。待合・斎場棟施設の使用料を次のとおり改めるというものでございます。

現行、式場を式場（大）と改め、新たに式場（小）を設け、ごく小規模の家族葬向けに僧侶控室、家族控室、会食室（半面）のみの使用に限定した使用料を規定し、通夜から告別式等までの午後4時から翌日午後4時までの24時間で組合市在住者2万4,840円、その他在住者7万4,520円、告別式等の午前9時から午後4時までの7時間で、組合市在住者1万1,880円、その他在住者3万5,640円とするものです。

裏面をお願いいたします。

3の施行年月日等につきましては、（1）施行期日としまして、この条例は平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行するというものでございます。

（2）準備行為といたしまして、施行日以後の使用に係る利用許可等の手続、使用料の支払手続、その他式場（大）及び式場（小）を供用するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第14号の提案理由のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 教えていただきたいのですが、式場を大と小に分けるということで、この表を見ますと、部屋名で、斎場、僧侶控室、家族控室、会食室、小会議室というのが大と小の違いというようになっているのですが、小会議室というのはどのような形態をとっているのか教えていただきたいことが一つと、それと今回、小規模のほうの料金設定をしているのですが、料金設定の根拠は何かということも教えていただきたいことで、二つ教えてください。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） まず、小会議室の今までの利用の方法ですが、これは葬儀の打ち合わせ、着がえ等で使用をさせていただいております。

それから、今回の料金設定の根拠でございますが、従来の使用料単価をもとに面積割から積算をしています。

以上でございます。

○議長（北川広人君） ほかに。

○5番（鈴木みのり君） 議長、5番。

○議長（北川広人君） 5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木みのり君） 今回の改正ということではないのですけれども、ちょっと数字の根拠を聞かせてもらいたいのですけれども、組合市在住と市外の3倍の数値の根拠を教えてください。

ますか。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） まず、組合市とそれ以外の根拠ということですが、平成22年に火葬場を改修したときに新しく料金設定をしましたが、それ以前に設定をやはり組合市内と市外で設定をされておりました。その根拠がやはり市内と市外の差が3倍ということで設定をしておりましたので、その後も3倍というものを使わせていただいております。

以上でございます。

○5番（鈴木みのり君） 議長、5番。

○議長（北川広人君） 5番 鈴木みのり議員。

○5番（鈴木みのり君） お聞きしているのは3倍になった経緯を、根拠ではなくて、うちの市のほうのすることについて、これをやりたいものですから、3倍は当時どこかを参考にされたのかなとか、何かあつての考え方とか、その辺のことで今わからなければ、後日でも結構です。

○施設課長（朝岡得二君） 議長、施設課長。

○議長（北川広人君） 施設課長。

○施設課長（朝岡得二君） 3倍というのは、近隣の市の状況も調査させていただいて、そういう設定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第14号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（北川広人君） 日程第9 議案第15号 平成28年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○事務局長（神谷直樹君） 議長、事務局長。

○議長（北川広人君） 事務局長。

○事務局長（神谷直樹君） ただいま上程議題となりました議案第15号 平成28年度衣浦衛生組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算書により提案理由のご説明を申し上げ

ます。

補正予算書の1ページをごらんください。

平成28年度衣浦衛生組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,843万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

今回の補正予算は決算見込みを踏まえたもので、人事異動及び人事院勧告を勘案したものでございます。歳入では、分担金の減額と繰越金の増額をし、歳出では人件費及び需用費中の機械消耗品並びに電気料等の決算を見込んだ増減額を計上しております。

歳入歳出の詳細につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開きください。

次に歳入ですが、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目分担金は4,943万1,000円を減額補正し、説明欄にございますように碧南市分で3,272万円を、高浜市分で1,671万1,000円を減額し、分担金総額を14億140万8,000円とするものでございます。

なお、補正後の構成市分担金は、衣浦斎園分も含め、碧南市が8億4,300万3,000円に、高浜市は5億5,840万5,000円となります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の補正額は5,317万8,000円を増額し、8,117万8,000円とするもので、これは平成27年度決算により繰越額が確定したことによるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額は、3,172万2,000円の増額で、8,341万8,000円とするものでございます。これは2節給料から4節共済費の人件費で、人事異動により一般職員1人分の増と人事院勧告による増額及び早期退職者1人分の退職手当による増額、並びに4節共済費で都市共済追加費用及び短期負担金率変動による減額でございます。

次に3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費の補正額は617万7,000円の減額で、1億5,614万1,000円とするものでございます。これは2節給料から4節共済費の人件費で、人事異動による減額及び人事院勧告による増額並びに4節共済費で一般管理費と同様による減額でございます。

14、15ページをお開きください。次に3款衛生費、1項清掃費、2目し尿処理費の補正額は53万8,000円の減額で、1億3,143万9,000円とするものでございます。内訳ですが、11節需用費中光熱水費で電気料の値下がりによる減額をお願いするものでございます。

3目ごみ処理費の補正額は1,938万1,000円の減額で、22億7,915万7,000円とするものでございます。内訳でございますが、11節需用費中消耗品費の機械消耗品では排ガス処理関係でバグフィルターろ布購入の契約残による447万1,000円の減額を、光熱水費では電気料の値下がり及

び延命化工事による省エネ節電効果により1,013万7,000円の減額を、13節委託料ではごみクレーン運転業務委託料の契約実績に伴う263万5,000円の減額をそれぞれお願いするものでございます。

16、17ページをお開きください。18節備品購入費では防犯用屋外監視カメラ一式は設置費用の増大による購入見送りで、213万8,000円の全部の減額をお願いするものでございます。見送りの理由でございますが、予算執行において再度現場調査を行い、詳細見積もりをお願いしたところ、既設の配管が利用できないことが判明したため、配管費用を新規に設置しなければ難しいとのことで当初の2倍以上の費用が必要となり、検討した結果、費用対効果を考えますと、今回は見送りをお願いするものであります。

4目リサイクルプラザ費の補正額は34万6,000円の減額で、775万3,000円とするものでございます。内訳ですが、11節需用費中修繕料では経年劣化による雨漏り防止のため、玄関ひさし防水修繕で27万円の増額を、18節備品購入費ではアルミショーケース及び軽トラック購入の契約実績に伴う61万6,000円の減額をお願いするものでございます。

5目余熱利用施設費の補正額は113万6,000円の減額で、1億449万1,000円とするものでございます。内訳ですが、11節需用費中光熱水費で電気料の値下がりによる減額をお願いするものでございます。

18、19ページをお開きください。2項環境衛生費、1目斎園費の補正額は39万7,000円の減額で、9,548万円とするものでございます。内訳ですが、18節備品購入費で動物用冷蔵庫、AED及び電話機の一斉購入の契約実績に伴う減額をお願いするものでございます。

なお、20、21ページには給与明細書を添付してございますので、ご参照賜りたいと思います。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第15号の提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますので、よろしく願いいたします。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 13ページの歳出の2款総務費の1目一般管理費で、3節の職員の手当等ということの中で「早期退職」というように書かれていますが、早期退職の理由がわかりましたら教えてください。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） これは先ほど局長のほうから説明がありましたとおり、早期退職者が1名ありまして、その者につきましては退職手当に関する条例第13条の規定に基づきまして、

年1回募集を行ったところ、今回1名の募集がありまして、その者の退職手当を今回お願いする  
ものでございます。

○1番（磯貝明彦君） 議長、1番。

○議長（北川広人君） 1番 磯貝明彦議員。

○1番（磯貝明彦君） 早期退職の理由というのは明確になっていませんか。

○庶務課長（神谷秀秋君） 議長、庶務課長。

○議長（北川広人君） 庶務課長。

○庶務課長（神谷秀秋君） これは募集で行いまして、本人の一身上の理由ということで、お願  
いします。

○議長（北川広人君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人君） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第15号の採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員  
の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北川広人君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されま  
した。

---

○議長（北川広人君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（禰亙田政信君） 議長、管理者。

○議長（北川広人君） 管理者。

○管理者（禰亙田政信君） どうも皆様、大変お疲れさまでございました。

本日、私どもからご提案させていただきました案件につきましては、慎重なる審議をいただき  
まして、原案どおり決定をいただきましてまことにありがとうございます。

また、審議過程の中で建設的なご意見を多くいただきまして、まことにありがとうございます  
た。

環境行政につきましては、市民の方々と直接かかわる機会も多いわけですので、当組合におき  
ましてはなお一層、市民満足度と費用対効果の最大化を目指しまして職員一同頑張っ  
てまいりたいと思っておりますので、議員の皆様には今後ともご指導、ご鞭撻をいた  
だきますようお願いを申しまして、簡単ではありますがお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

---

○議長（北川広人君） 以上で、今期定例会の付議事件は全て終了いたしました。

よって、平成28年第5回衣浦衛生組合議会定例会は、これにて閉会をいたします。



慎重審議、まことにありがとうございました。また、議員、そして職員の皆様には1年間大変ご苦労さまでございます。来年がまたよりよい年になることをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午前11時08分閉会)

以上は、平成28年12月26日に行われた平成28年第5回衣浦衛生組合議会定例会の会議録であります。

平成28年12月26日

議 長 北 川 広 人

議 員 山 中 謙 治

議 員 長 谷 川 広 昌